

◆手数料

- 確認検査業務の手料金は、種別(建築物、建築設備、工作物等)、規模(建築物の床面積の合計、建築設備の設置数等)等をもとに定めています。
- 直前の確認検査をユークで受けた場合と他の機関で受けた場合では、申請手数料が異なります。
- 検査の場合は、検査手数料の他に別途出張費が加算されます。
- 手数料は、非課税扱いです。

表1 建築物の確認検査申請手数料

(単位:円/非課税)

床面積の合計:A* <sup>※1</sup> (㎡)	確認	中間検査 <sup>※2</sup>		完了検査 <sup>※3</sup>		仮使用認定 <sup>※4</sup>
		建築確認 ユーク	建築確認 他の機関	中間検査 ユーク	中間検査 他の機関	
A ≤ 100㎡	98,000	60,000	138,000	80,000	158,000	140,000
100㎡ < A ≤ 200㎡	108,000	80,000	166,000	100,000	186,000	
200㎡ < A ≤ 300㎡	133,000	95,000	201,000	105,000	211,000	
300㎡ < A ≤ 500㎡	138,000	98,000	208,000	115,000	225,000	
500㎡ < A ≤ 1,000㎡	165,000	140,000	272,000	165,000	297,000	
1,000㎡ < A ≤ 2,000㎡	245,000	185,000	381,000	225,000	421,000	
2,000㎡ < A ≤ 3,000㎡	335,000	220,000	488,000	280,000	548,000	
3,000㎡ < A ≤ 4,000㎡	390,000	265,000	577,000	310,000	622,000	
4,000㎡ < A ≤ 5,000㎡	450,000	290,000	650,000	340,000	700,000	
5,000㎡ < A ≤ 6,000㎡	520,000	320,000	736,000	395,000	811,000	
6,000㎡ < A ≤ 8,000㎡	570,000	340,000	796,000	420,000	876,000	
8,000㎡ < A ≤ 10,000㎡	620,000	370,000	866,000	460,000	956,000	
10,000㎡ < A ≤ 15,000㎡	720,000	435,000	1,011,000	540,000	1,116,000	
15,000㎡ < A ≤ 20,000㎡	740,000	460,000	1,052,000	580,000	1,172,000	
20,000㎡ < A ≤ 30,000㎡	870,000	540,000	1,236,000	640,000	1,336,000	
30,000㎡ < A ≤ 40,000㎡	940,000	580,000	1,332,000	700,000	1,452,000	
40,000㎡ < A ≤ 50,000㎡	1,050,000	680,000	1,520,000	810,000	1,650,000	
50,000㎡ < A ≤ 100,000㎡	1,530,000	950,000	2,174,000	1,100,000	2,324,000	
100,000㎡ < A ≤ 200,000㎡	2,090,000	1,300,000	2,972,000	1,500,000	3,172,000	
200,000㎡ < A ≤ 300,000㎡	2,600,000	1,630,000	3,710,000	2,050,000	4,130,000	
300,000㎡ < A ≤ 500,000㎡	3,000,000	1,850,000	4,250,000	2,250,000	4,650,000	
500,000㎡ < A ≤ 1,000,000㎡	3,500,000	2,100,000	4,800,000	2,500,000	5,200,000	

- ※1 中間検査の場合は、中間検査を行う部分の床面積及び中間検査を行なう梁の支配面積の合計をAとします
- ※2 建築確認ユーク : 建築確認を当社で受けた建築物  
 建築確認他の機関 : 建築確認を当社以外の他の機関で受けた建築物
- ※3 中間検査ユーク : 直前の中間検査を当社で受けた建築物(中間検査対象外で直前の確認を当社で受けた建築物)  
 中間検査他の機関 : 直前の中間検査を当社以外の他の機関で受けた建築物(中間検査対象外で直前の確認を当社以外で受けた建築物)
- ※4 1.ユークで仮使用認定を受けたものは、完了検査の手料金算定の際に、仮使用認定部分の床面積を減じて算定します  
 2.ユーク以外で確認申請を行ったものは、仮使用認定の手料金は別途料金を加算します(中間検査の差額相当)  
 3.その他、仮使用認定を複数回行う場合等の手数料は、見積もりさせていただきます(大規模の場合を含む)

その他手数料の加算・減額について

- 1 以下の①~⑫の場合、確認手数料に各々の定める手数料額を別途加算させていただきます。(大臣認定・任意認定は対象外)
- ① 階避難安全検証法 当該階の床面積に係る確認手数料の20%の額
  - ② 全館避難安全検証法 当該建築物の床面積の合計に係る確認手数料の30%の額
  - ③ 区画避難安全検証法 当該検証対象部分の床面積の合計に係る確認手数料の20%の額
  - ④ 耐火性能検証法 当該階の床面積に係る確認手数料の20%の額
  - ⑤ 防火区画検証法 当該階の床面積に係る確認手数料の20%の額
  - ⑥ 計算ルート2 当該建築物の床面積に係る確認手数料の20%の額(構造上の棟単位で加算)
  - ⑦ 限界耐力計算 当該建築物の床面積に係る確認手数料の30%の額(構造上の棟単位で加算)
  - ⑧ 免震構造 当該建築物の床面積に係る確認手数料の20%の額(構造上の棟単位で加算)
  - ⑨ 特定天井 特定天井部分の水平投影面積の合計に係る確認手数料の20%の額
  - ⑩ 省エネ仕様基準(住宅) 当該建築物の床面積に係る確認手数料の30%の額
- なお、①から⑤の場合で該当する区分毎の加算額が75,000円未満の場合は75,000円を加算額とし、⑥から⑩の場合で該当する区分毎の加算額が100,000円未満の場合は100,000円を加算額とします。また、①から⑤の場合で当該設計方法等の計画変更に係る区分毎の加算額が35,000円未満の場合は35,000円を加算額とし、⑥から⑩の場合で当該設計方法等の計画変更に係る区分毎の加算額が50,000円未満の場合は50,000円を加算額とします。
- ⑪ 天空率 当該建築物の床面積の合計に係る確認手数料の5%の額
  - ⑫ 構造計算を要する構造上の棟数 構造計算を要する建築物で構造計算を行った棟数が2以上の構造強度に係る審査を要する場合については、下記に定める手数料額を加算する。

表1-2 構造計算を要する構造上の棟数が2以上に係る構造審査の加算額

(単位:円/非課税)

構造上の棟毎の床面積	手数料加算額
500㎡超	25,000円×(構造計算を要する構造上の棟数-1)

・構造計算を行った棟数が2以上の申請に限るものとする。  
 ・構造計算を行った棟が5棟以上の場合は5棟を上限とする。  
 ・棟毎の床面積が500㎡を超える棟が対象とする。  
 ・構造強度に係る国土交通大臣の認定を受けている建築物又は棟を除く。

なお、建築物の計画を変更して⑪又は⑫に係る変更を行う場合は、当該計画の変更に係る直前の確認を他の機関で受けている場合に限り当該加算額を加算します。

- 2 ユークが行う構造性能評価を受けた建築物は、確認手数料を20%を限度に減額します。  
 ユークが行う避難安全性能評価又は耐火性能評価を受けた建築物は、確認手数料を5%を限度に減額します。
- 3 法に基づく中間検査がなかった建築物の完了検査手数料は、完了検査手数料額に当該建築物の床面積の合計に係る完了検査手数料額の20%を加算します。
- 4 省エネ適判等<sup>※5</sup>をユークで受けた建築物の完了検査手数料及び仮使用認定手数料は、当該省エネ適判等を要する部分の床面積の合計に対する表1に掲げる手数料額の20%の額を加算します。当該加算額が40,000円未満の場合は40,000円を加算額とします。  
 省エネ適判等を他の機関で受けた建築物の完了検査手数料及び仮使用認定手数料は、当該省エネ適判等を要する部分の床面積の合計に対する表1に掲げる手数料額の40%の額を加算します。当該加算額が80,000円未満の場合は80,000円を加算額とします。

※5 確認検査手数料規程第7条第6項に規定する省エネ適判等をいう。

- 5 増築又は改築の申請の場合で、既存建築物に不適格事項がある場合は、その既存不適格建築物の床面積の合計に応じて、下記に定める手数料額を増築又は改築の申請の手料額に加算します。  
 既存建築物が前項と敷地等の条件が異なる場合及び既存建築物に特定天井がある場合は、別途見積もりとします。

表1-3 増築又は改築の申請の場合で、既存建築物に不適格事項がある場合の加算額

(単位:円/非課税)

既存不適格建築物部分の面積の合計	耐震診断書が添付されている場合	その他の場合
≤ 1,000㎡	35,000	20,000
1,000㎡ < A ≤ 10,000㎡	55,000	40,000
10,000㎡ < A	70,000	55,000

- 6 構造計算適合性判定が必要な建築物は、構造計算適合性判定図書との整合性審査等の手数料として10,000円/件を加算します。
- 7 省エネ適判を要する建築物の省エネ適判を他の機関で受けた建築物は、整合性審査等の手数料として10,000円/件を加算します。
- 8 直前の確認済証をユーイックから受けていない場合の計画変更は、新規の確認申請手数料と同額とします。
- 9 直前の確認を当社で受けた建築物の計画変更は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一を確認手数料の算定面積とします。計画の変更に係る部分の床面積の合計が50㎡以下の場合の計画変更申請手数料は88,000円とします。
- 10 建築物の大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更をする場合は、当該修繕、模様替え又は用途変更に係る部分の床面積の二分の一を確認手数料の算定面積とします。
- 11 中間検査及び完了検査の申請において軽微な変更説明書が提出される場合は(申請前に提出されているものも含む。)、当該手数料に5,000円を加算します。
- 12 完了検査の申請において、申請に係る建築物について計画を変更したことによる追加説明書の提出があった場合における審査に係る手数料の額は、88,000円とします。
- 13 完了検査又は追加説明書の審査の結果、申請に係る建築物の再検査を行うこととなる場合に追加する手数料の額は、当該申請に当たって算出した完了検査手数料(3、4及び11の加算を除く。)の二分の一の額を超えない範囲で別に手数料を定めることがあります。
- 14 その他、記載のない手数料については、別途協議します。

**表2 建築設備(エレベーター・小荷物専用昇降機を除く)の確認検査申請手数料(設置数1当り)**

(単位：円/非課税)

設置数：B	確認	計画変更 <sup>※1</sup>		中間検査 <sup>※2</sup>		完了検査 <sup>※3</sup>				備考
		直前の確認がユーイック	直前の確認が他の機関	確認審査ユーイック	確認審査他の機関	昇降機		建築設備		
						中間検査ユーイック	中間検査他の機関	中間検査ユーイック	中間検査他の機関	
10 ≤ B	30,000	25,000	30,000	34,000	61,000	34,000	61,000	35,000	62,000	
6 ≤ B ≤ 9				35,000	62,000	35,000	62,000			
2 ≤ B ≤ 5				37,000	64,000	37,000	64,000			
B = 1				38,000	65,000	38,000	65,000			

- ※1 直前の確認がユーイック：確認を受けた建築設備の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社から受けている場合  
直前の確認が他の機関：確認を受けた建築設備の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社以外の機関から受けている場合
- ※2 確認審査ユーイック：建築設備の確認を当社で受けた建築設備  
確認審査他の機関：建築設備の確認を当社以外の他の機関で受けた建築設備
- ※3 中間検査ユーイック：直前の中間検査を当社で受けた建築設備及び昇降機(中間検査対象外で直前の確認を当社で受けた建築設備及び昇降機)  
中間検査他の機関：直前の中間検査を当社以外の他の機関で受けた建築設備及び昇降機(中間検査対象外で直前の確認を当社以外で受けた建築設備及び昇降機)

**表3 ホームエレベーター(小型エレベーター及び段差解消機並びにエレベーターのリニューアル含む)の確認検査申請手数料(設置数1当り)**

(単位：円/非課税)

設置数：B	確認	計画変更 <sup>※1</sup>		中間検査 <sup>※2</sup>		完了検査 <sup>※3</sup>		備考
		直前の確認がユーイック	直前の確認が他の機関	確認審査ユーイック	確認審査他の機関	中間検査ユーイック	中間検査他の機関	
10 ≤ B	23,000	20,000	23,000	32,000	53,000	32,000	53,000	
6 ≤ B ≤ 9				33,000	54,000	33,000	54,000	
2 ≤ B ≤ 5				35,000	56,000	35,000	56,000	
B = 1				36,000	57,000	36,000	57,000	

- ※1 直前の確認がユーイック：確認を受けたホームエレベーターの計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社から受けている場合  
直前の確認が他の機関：確認を受けたホームエレベーターの計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社以外の機関から受けている場合
- ※2 確認審査ユーイック：ホームエレベーターの確認を当社で受けたホームエレベーター  
確認審査他の機関：ホームエレベーターの確認を当社以外の他の機関で受けたホームエレベーター
- ※3 中間検査ユーイック：直前の中間検査を当社で受けたホームエレベーター(中間検査対象外で直前の確認を当社で受けたホームエレベーター)  
中間検査他の機関：直前の中間検査を当社以外の他の機関で受けたホームエレベーター(中間検査対象外で直前の確認を当社以外で受けたホームエレベーター)

**表4 小荷物専用昇降機(リニューアル含む)の確認検査申請手数料(設置数1当り)**

(単位：円/非課税)

設置数：B	確認	計画変更 <sup>※1</sup>		中間検査 <sup>※2</sup>		完了検査 <sup>※3</sup>		備考
		直前の確認がユーイック	直前の確認が他の機関	確認審査ユーイック	確認審査他の機関	中間検査ユーイック	中間検査他の機関	
6 ≤ B	23,000	20,000	23,000	28,000	49,000	28,000	49,000	
2 ≤ B ≤ 5				30,000	51,000	30,000	51,000	
B = 1				32,000	53,000	32,000	53,000	

- ※1 直前の確認がユーイック：確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社から受けている場合  
直前の確認が他の機関：確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社以外の機関から受けている場合
- ※2 確認審査ユーイック：小荷物専用昇降機の確認を当社で受けた小荷物専用昇降機  
確認審査他の機関：小荷物専用昇降機の確認を当社以外の他の機関で受けた小荷物専用昇降機
- ※3 中間検査ユーイック：直前の中間検査を当社で受けた小荷物専用昇降機(中間検査対象外で直前の確認を当社で受けた小荷物専用昇降機)  
中間検査他の機関：直前の中間検査を当社以外の他の機関で受けた小荷物専用昇降機(中間検査対象外で直前の確認を当社以外で受けた小荷物専用昇降機)

**表5 リニューアルエレベーターの確認検査申請手数料(設置数1当り)**

(単位：円/非課税)

設置数：B	確認	計画変更 <sup>※1</sup>		中間検査 <sup>※2</sup>		完了検査 <sup>※3</sup>		備考
		直前の確認がユーイック	直前の確認が他の機関	確認審査ユーイック	確認審査他の機関	中間検査ユーイック	中間検査他の機関	
10 ≤ B	30,000	25,000	30,000	34,000	61,000	34,000	61,000	
6 ≤ B ≤ 9				35,000	62,000	35,000	62,000	
2 ≤ B ≤ 5				37,000	64,000	37,000	64,000	
B = 1				38,000	65,000	38,000	65,000	

- ※1 直前の確認がユーイック：確認を受けたリニューアルエレベーターの計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社から受けている場合  
直前の確認が他の機関：確認を受けたリニューアルエレベーターの計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社以外の機関から受けている場合
- ※2 確認審査ユーイック：リニューアルエレベーターの確認を当社で受けたリニューアルエレベーター  
確認審査他の機関：リニューアルエレベーターの確認を当社以外の他の機関で受けたリニューアルエレベーター
- ※3 中間検査ユーイック：直前の中間検査を当社で受けたリニューアルエレベーター(中間検査対象外で直前の確認を当社で受けたリニューアルエレベーター)  
中間検査他の機関：直前の中間検査を当社以外の他の機関で受けたリニューアルエレベーター(中間検査対象外で直前の確認を当社以外で受けたリニューアルエレベーター)

表6 工作物の確認検査申請手数料(設置数1当り)

(単位：円/非課税)

種別・設置数他※1	確認	計画変更※2		完了検査※3		備考 建築基準法施行規則 別紙 用途の区分を示す記号		
		直前の確認が ユーイック	直前の確認が 他の機関	確認審査 ユーイック	確認審査 他の機関			
令第138条第1項工作物 (下表を除く)	50,000	40,000	50,000	48,000	98,000	06310、06320、06330、06340、 06350		
令第138条第1項第1号の区分 で25mを超えるもの(煙突 等)	85,000	60,000	85,000	80,000	165,000	06310		
令第138条第1項第2号に規定 する区分で25mを超えるもの (RC柱等)						06320		
令第138条第1項第3号に規定 する区分で15mを超えるもの (広告塔等)						06330		
令第138条第1項第4号に規定 する区分で15mを超えるもの (高架水槽等)						06340		
令第138条第1項第5号に規定 する区分で5mを超える擁壁						06350		
令第138条第2項第 1号工作物	6 ≤ B	30,000	25,000	30,000	35,000	62,000		
	2 ≤ B ≤ 5						37,000	64,000
	B = 1						38,000	65,000
令第138条第2項第 2号及び第3号工作物	A ≤ 10m <sup>2</sup> 又は H ≤ 4m	100,000	75,000	100,000	95,000	175,000		
	10m <sup>2</sup> < A 又は 4m < H						工作物の投影面積A及び高さを考慮して別途協議とさ せていただきます。(表1の手数料額を参照して算定 する。)	

※1 B：工作物の設置数

A：工作物の投影面積（水平または垂直投影面積で最大の面積）

H：工作物の高さ

※2 直前の確認がユーイック：確認を受けた工作物の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社から受けている場合  
直前の確認が他の機関：確認を受けた工作物の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社以外の機関から受けている場合

※3 確認審査ユーイック：工作物の確認を当社で受けた工作物  
確認審査他の機関：工作物の確認を当社以外の他の機関で受けた工作物

表6に係る手数料の加算・減額について

- 完了検査の申請において軽微な変更説明書が提出される場合は(申請前に提出されているものも含む。)、当該手数料に5,000円を加算します。
- 完了検査の申請に係る工作物について、計画を変更したことによる追加説明書の提出があった場合における審査に係る手数料の額は、当該計画の変更に係る確認の申請手数料の額とします。
- 完了検査又は追加説明書の審査の結果、申請に係る工作物の再検査を行うこととなる場合に追加する手数料の額は、当該申請に当たって算出した完了検査手数料(1の加算を除く。)の二分の一の額を超えない範囲で別に手数料を定めることがあります。
- 建築物又は建築設備(昇降機)と同日に検査を行う場合は、完了検査手数料を10%を限度に減額します。

その他手数料について

- 工作物の中間検査が指定されている場合についての中間検査・完了検査の手数料はお見積りさせていただきます。
- 大臣認定を受けた工作物の確認・完了検査等の手数料はお見積りさせていただきます。
- その他、記載のない手数料については、別途協議します。

表7 手数料に加算される出張費

(単位：円/税込み価格)

地域区分	地域	出張費	備考
	ユーイックからの距離：D (km)		
地域：A	D ≤ 15	7,700	
地域：B	15 < D ≤ 30	8,800	
地域：C	30 < D ≤ 50	9,900	
地域：D	50 < D ≤ 100	19,800	
地域：E	100 < D ≤ 200	27,500	
地域：F	200 < D ≤ 500	55,000	
地域：G	500 < D ≤ 700	66,000	
地域：H	700 < D ≤ 1,000	77,000	
地域：I	札幌、福岡、同等の距離	104,500	北海道。九州(離島を除く)
地域：J	沖縄同等の距離	121,000	沖縄本島以外の離島を除く

※上記表は確認検査員1名あたりの出張費(交通費を含む)です。

- 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって出張し難い場合には、表7に係らず、当該事情における経路及び方法によって計算した交通費等の経費を勘案し、出張費を別に定めることがあります。
- 検査の日程等を勘案し、宿泊を要することとなる場合は、当該宿泊費の実費相当額を加算することがあります。
- 検査又は追加説明書の審査の結果により、再度検査を行うため確認検査員等の職員が出張する場合は、別に出張費を請求することがあります。
- 検査の予約後の検査日程変更に伴い、公共交通機関又は宿泊施設のキャンセル料が発生する場合は、当該金額の実費相当額を別に請求することがあります。
- 島しょ部、公共交通機関困難地域などの場合は、表7に係らず、当該事情における経路及び方法によって計算した交通費等の経費を勘案し、出張費を別に定めることがあります。

◆手数料の支払方法・支払期日

- 引受承諾書及び請求書の受領後、表8の支払期日までにユーイックが指定する銀行口座にお振込み願います。  
尚、振込手数料は、お客様ご負担にてお願いいたします。

表8 手数料の支払期日

確認	建築物	引受した日から7日(ユーイックの休日を除く。以下同じ)を経過する日
	建築設備	引受した日から4日を経過する日
	工作物	引受した日から4日を経過する日
中間検査	—	引受承諾書に定める中間検査予定日の2日前
完了検査	—	引受承諾書に定める完了検査予定日の2日前